

○厚生労働省令第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第五条第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号の柱書きに次のただし書を加える。

ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

第一条第一項第十三号イ中「（二〇c c及び二〇〇c cのもの）」を削り、同号ル中「及びピペット台」を削り、同号ヲ中「及び」を「又は」に改め、同号カ中「及びロート台」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。